

番 号 : 160636

国 名 : アフリカ地域

担当部署 : 社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名 : 2016年度国別ジェンダー情報整備調査 (南スーダン・コンゴ民主共和国) (ジェンダー分析)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ジェンダー分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年10月中旬から2017年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 95M/M、現地 1. 00M/M、合計 2. 95M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 帰国後整理期間  
15日 30日 24日  
(ウガンダにおいて南スーダンに係る調査15日)  
(コンゴ民主共和国 15日)

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 9月 21日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月4日(火)までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
  - 1) 業務方針の基本方針 16点
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
  - 1) 類似業務の経験 44点
  - 2) 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - 3) 語学力 16点
  - 4) その他学位、資格等 12点

(計100点)

類似業務 :	ジェンダーに関する各種調査
対象国/類似地域 :	南スーダン・コンゴ民主共和国/全途上国
語学の種類 :	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱病

## 6. 業務の背景

開発援助においては、1960年代から開発途上国の女性の開発への参加及び女性の地位向上が重要であることが認識され、特に1970年代以降になると「開発と女性（WID: Women in Development）」が開発課題として重視されるようになった。1980年代には、WIDのように女性を問題として捉えるのではなく、「男性と女性の相対的な関係」や「女性に差別的な制度や社会システム」を変えていく必要があるとする考え方「ジェンダーと開発（GAD: Gender and Development）」が重視されるようになり、GADを定着させる方法論として、「ジェンダー主流化」が国際社会で重視されるようになった。ジェンダー主流化は、全ての開発政策、施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、全ての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスである。

日本政府は2013年及び2014年の国連総会での首相演説でODAによるジェンダー平等や女性のエンパワメントへの積極的な支援について表明しており、2015年2月に閣議決定した開発協力大綱において、人間の安全保障の推進としてジェンダー平等視点の重要性を打ち出している。さらに、開発協力大綱に基づき、2016年5月に「女性の活躍推進のための開発戦略」が策定されている。また、2015年9月には国連安保理決議1325号に基づく「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定し、紛争の予防・解決・平和構築のあらゆる意思決定レベルにおける女性の積極的な参加拡大、また差別や暴力にさらされやすい者があることに留意し取り組んでいくこととしている。

このような動きの中、JICAでは、中期目標・計画で「ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進」に取り組むことを掲げている。JICAは1996年度以来計80の援助対象国においてジェンダー情報整備調査を実施し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する案件形成や、各セクター事業におけるジェンダーの視点の組み込みの促進を図っている。

本業務は、南スーダンとコンゴ民主共和国を対象とし、当該国の基本的なジェンダー関連情報取りまとめと、JICAが事業を実施する上で必要なジェンダー視点の整理を行い、事業（援助方針策定から計画立案、事業運営、モニタリング・評価まで）におけるジェンダー主流化を促進することを目的とし実施するものである。

なお、本調査により作成する報告書（和文及び英文）は、国際協力機関関係者等、関心を持つ層による幅広い活用に供すべくJICAホームページ上で公開する予定である。

南スーダンは、2016年7月、治安状況の悪化に伴い2016年7月以降業務渡航禁止としているため、本調査では、JICA南スーダン事務所が南スーダン政府関係者をウガンダに招へいし、情報収集を行う。なお、JICA南スーダン事務所は、ウガンダにもリエゾンオフィスを設置する予定であり、本件調査実施時にはウガンダでの業務を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、ジェンダー基礎情報収集及び報告書取りまとめのために必要な以下の業務を行う。

### (1) 調査方針

#### 1) 南スーダン

- ア 南スーダン独立後、初めての調査となるため、基礎指標や女性の概況とジェンダーに関する政府の取組について幅広く情報収集を行う。事前にできる限りインターネットやJICA事務所を通じた情報収集を行うこと。特に、世銀によるジェンダーに関するレポートは参照しておき、効率的な情報収集を行うこと。
- イ JICA事業においてジェンダー主流化の促進を検討している女性の経済的エンパワメント、職業訓練・産業人材育成、農業、水、教育の分野のジェンダーの状況・課題・政府の取組・JICAおよび他援助機関の支援等について情報を取りまとめる

- とともに、既存案件における実施状況並びに新規の案件形成を念頭にジェンダー視点に立った取組の可能性とそのあり方についてレビュー・提言を行う。
- ウ ジェンダー省が南スーダンの政策・計画・プログラムのジェンダー主流化推進に取り組んでいることから、同省の当該取組における課題や同省の動向を踏まえたJICA事業のジェンダー主流化の現状把握と促進策の検討と提案を行う。また、同省による国連安保理決議1325号（女性と平和・安全保障を関連付けた初の安保理決議）に対する取組についても情報と収集・分析を行う。国別行動計画についてはJICA南スーダン事務所を通じて入手。
  - エ JICA南スーダン事務所が南スーダンのジェンダー省をはじめとする関係者約20人をカンパラに1週間程度招聘するので、個別インタビューおよびグループディスカッション等を通じた情報収集を行う。
  - オ 上記イの既存案件の情報収集・分析・レビュー・提言および新規案件形成の検討・提案にあたっては、日本政府「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を踏まえ、実施中案件および計画中案件における女性の参画促進、差別・暴力への対応につながる取組に留意して作業を行う。
  - カ 併せて、ウガンダ、ケニア等周辺国のリソース及びJICA事業（例えば、職業訓練、農業分野支援等、女性の生計向上や経済的エンパワメントに資する案件）を活用した協力の可能性を検討する。
  - キ 南スーダン政府の開発政策・計画及びジェンダー省の政策・計画と、上記ア～カで収集した情報を踏まえ、JICAで計画中の女性の経済的エンパワメントを目的とした新規ジェンダー案件の方向性の検討と提案を行う。
  - ク 調査報告書の作成においては、根拠となるデータの出典を明らかにするなど、報告書閲覧者が活用しやすいように配慮する。

## 2) コンゴ民主共和国

- ア 初めての調査となるため、基礎指標や女性の概況とジェンダーに関する政府の取組について幅広く情報収集を行う。事前にできる限りインターネットやJICA事務所を通じた情報収集を行うこととする。
  - イ JICA事業においてジェンダー主流化の促進を検討している治安セクター、職業訓練・産業人材育成、保健の分野について、各分野のジェンダーの状況・課題・政府の取組・JICAおよび他援助機関の支援等について情報を取りまとめるとともに、既存案件におけるジェンダー視点に立ったレビュー・提言を行う。
  - ウ 上記の既存案件の情報収集・分析・レビュー・提言および新規案件形成の検討・提案にあたっては、日本政府の「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を踏まえ、実施中案件および計画中案件における女性の参画促進、差別・暴力への対応につながる取組に留意して作業を行う。
  - エ コンゴ民主共和国政府による国連安保理決議1325号（女性と平和・安全保障を関連付けた初の安保理決議）に対する取組についても情報収集・分析を行う。
  - オ 調査報告書の作成においては、根拠となるデータの出典を明らかにするなど、報告書閲覧者が活用しやすいように配慮する。
- 3) 南スーダンとコンゴ民主共和国での調査を踏まえ、紛争国におけるジェンダー主流化の課題や教訓をとりまとめる。

## (2) 調査項目

### 1) 基礎指標：

社会経済関連指標、教育関連指標、保健医療関連指標、持続可能な開発目標（SDGs）指標ゴール5、ジェンダー関連指標（貧困、経済的エンパワメント含む）等

### 2) 当該国における女性の概況と課題、ジェンダーに関する政府の取組：

地域性、宗教、民族等の視点を踏まえたジェンダー関連情報（女性の政治参加、条約、法律等を含む）、ジェンダーに関する政府の取組（政策・制度、開発計画等）、ジェンダー平等推進のための国内関連機構（ナショナル・マシナリー）の現状と課

題（構造、機能・権限、事業、予算、ジェンダー主流化の実施体制）、女性の経済活動や経済的エンパワメントに係る現状・課題・要因等（文献調査及び現地調査で得た情報の範囲において）

3) 主要セクターにおけるジェンダー状況：

ア 南スーダン

女性の経済的エンパワメント、職業訓練・産業人材育成、農業、水、教育

イ コンゴ民主共和国

治安セクター、職業訓練・産業人材育成、保健

4) JICA事業におけるジェンダー主流化状況のレビュー及びジェンダー主流化に向けた教訓

下記の対象案件に関し、以下の点を踏まえて、3)で挙げたセクターにおける今後の事業展開へのジェンダー主流化を促進するための教訓を抽出する。現地JICA事務所において、形成を想定している案件については、ジェンダーの視点に立った具体的な提言を取りまとめる。

ア 案件の中にジェンダー視点がどのように組み込まれているか／いないか（プロジェクト目標、成果、指標にジェンダーの視点がふくまれているか／いないか）

イ 対象地域のジェンダー課題（対象地域の女性の状況（ジェンダーに関連する社会規範・慣習（社会活動上の制約、ジェンダーに基づく暴力の状況など）、性別毎の役割分担、意思決定プロセスへの女性の参画状況等）

ウ 当該セクターにおけるジェンダー関連政策・制度、G/P機関やJICAのジェンダーに係る方針・関係者の意向等

エ ジェンダー視点を組み込んだことによるインパクト（プロジェクトによりジェンダーギャップが助長されていないか、プロジェクトで更にジェンダーギャップを縮める工夫が可能か等の視点も含める）

オ 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の「参画」「予防」「保護」「人道・復興支援」の方針との関係性

【対象案件】

※以下の案件について既存資料によりレビューする（必要に応じ直接担当部・専門家からも事前の聞き取りを行う）。現地調査については、安全管理情報、地理的条件等を踏まえ、以下プロジェクトより各国3件前後をJICAが選定予定。

(ア) 南スーダン：

職業訓練政策・行政・運営監理アドバイザー（個別専門家）

包括的農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト（開発計画調査型技術協力）

都市水道公社水道事業管理能力強化プロジェクトフェーズ2（技プロ）

理数科教育アドバイザー（個別専門家）

(イ) コンゴ民主共和国：

国家警察民主化研修（現地国内研修）

市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト（技プロ）

仏語圏アフリカ刑事司法セミナー（第三国研修）

国立職業訓練機構能力強化プロジェクト（技プロ）

キンシャサ特別州国立職業訓練校施設整備計画（無償）

カタンガ州ルブンバシ市国立職業訓練機構整備計画（無償）

保健アドバイザー（個別専門家）

保健人材開発支援プロジェクトフェーズ2（技プロ）

保健人材センター（INPESS）運営指導（個別専門家）

保健人材センター（INPESS）整備計画（無償）

キンシャサ大学病院機材整備計画（無償）

5) ジェンダー平等や女性の経済的エンパワメントを主眼に置いた案件形成の方向性提言

- 6) 国際機関、NGO、その他の援助機関のジェンダー関連戦略及び援助事業
- 7) 当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点  
セクター別／地域別／社会特性（宗教、民族等）別、個別案件に対するジェンダー主流化に係る提言
- 8) 南スーダンの調査に関しては、ウガンダ、ケニア等周辺国のリソース及び活用可能なJICA事業
- 9) 紛争国におけるジェンダー主流化の課題と教訓、特にコンゴ民主共和国の治安セクター改革及び職業訓練・産業人材育成事業のジェンダー主流化促進のための課題・優良事例・教訓を抽出し、取りまとめる。
- 10) ジェンダー関連の情報源（関連機関／組織・人材リスト、関連資料及び文献リスト）

### （3）調査工程

具体的担当事項は次のとおりとする。

- 1) 国内準備期間（南スーダン分）（2016年10月中旬～10月下旬：9日間）
  - ア JICA社会基盤・平和構築部及び他関連部署との打合せ及び資料レビューを通じ、南スーダンでの調査に関して以下の項目を確認する。
    - （ア）対象国におけるJICAの事業実施方針、重点セクター、実施中JICA事業
    - （イ）上記（ア）を踏まえ、本調査で重点とするセクター及び調査対象案件を含めた全体調査方針
  - イ 上記アの結果を踏まえ、①調査方針（調査手法、重点セクター、調査対象案件等を含む）、②調査グリッド、③訪問先リスト、④日程案（すべて和文・英文）及び⑤調査説明用資料（英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。（現地調査出発2週間前を目安）
  - ウ 以下の項目に係る収集可能な文献・報告書レビュー及び関係者インタビューを行い、データ及び情報を整理・分析する。
    - （ア）基礎指標（社会経済分野におけるジェンダー別基礎データ・統計の収集、特に女性の社会経済活動に関する指標の収集）
    - （イ）対象国における女性の概況とジェンダーに関する政府の取組（法律・政策・計画・制度、安全保障理事会決議1325号国別行動計画に関する取組状況を含めること）
    - （ウ）ジェンダー平等推進のための国内関連機構（ナショナル・マシナリー）の現状と課題
    - （エ）女性の経済的エンパワメントに係る現状・課題・要因・対策・優良事例
    - （オ）上記（2）（3）に記載の主要セクターにおけるジェンダー状況
    - （カ）（オ）の主要セクターを中心としたJICA事業のジェンダー主流化状況、課題
    - （キ）国際機関、他援助機関、NGO、その他の機関のジェンダー関連戦略及び援助事業
  - エ 質問票（英文）及び必要資料リスト（英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部、JICA南スーダン事務所へ送付し（現地調査出発2週間前を目安）、現地入り前にJICA南スーダン事務所を通じて回答を回収・分析する。
  - オ 国内で収集できなかった必要資料について、JICA南スーダン事務所を通じて事前に、カウンターパート等事業関係者へ持参を依頼する。

### 2) 現地派遣期間（ウガンダにおいて南スーダンに係る調査：2016年11月上旬～11月中旬：15日間）

- ア ウガンダにリエゾンを設置見込であるJICA南スーダン事務所と調査方針及び日程の確認を行う。
- イ 調査方針に沿って、事前にJICA事務所を通じて回収した質問票の結果分析を踏まえ、上記（3）（1）ウの調査項目についてJICA南スーダン事務所が選定してウガンダに招聘する南スーダン関係者およびウガンダ女性省への個別インタビューやグループ・ディスカッション等により情報収集・整理を行う。
- ウ 南スーダン事務所が南スーダン関係者を対象に開催するワークショップに参加して、女性の経済的エンパワメントに関する他国の事例を紹介する。ウガンダに招聘した南スーダ

ン関係者に対し、新規案件形成を目的として、南スーダン人女性の置かれている経済的状況について聞き取り、ワークショップ形式の議論を通じて課題及び要因の抽出と、新規案件で取り組むべき方向性について明らかにする。

エ 期間中に、南スーダン関係者がウガンダのジェンダー省との協議や視察を行う際には同行し、そこでの学びを聴取し、調査結果に含める。ウガンダ関係機関の訪問については南スーダン事務所がアレンジする。

オ 南スーダンのジェンダー主流化及び女性の経済的エンパワメントに資するウガンダの農業・人材育成・経済的エンパワメントの分野のリソースについて情報を収集する。

カ 調査結果を取りまとめ、当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点を抽出すると共に、新規ジェンダー案件の方向性を提示する。

キ JICA南スーダン事務所に調査結果を報告する。

### 3) 国内作業期間(南スーダン・コンゴ民主共和国共通部分)(2016年11月下旬～12月中旬:18日間)

ア 南スーダンに係る現地調査について、収集資料を整理・分析し、調査結果の取りまとめを行い、報告書(和文)ドラフト及び現地調査結果概要(英文)を作成する。

イ 南スーダンでの調査について、JICA本部にて調査結果報告及び報告書(和文)ドラフト内容の説明を行う。

ウ ジェンダー平等・貧困削減推進室を通じてJICA内関係部署に内容確認を行い、報告書ドラフト(和文)を完成させる。

エ 報告書(和文)の内容に従い、報告書(英文)ドラフトを作成する。

オ ジェンダー平等・貧困削減推進室を通じてJICA内関係部署に報告書(英文)ドラフトの内容確認を行い、報告書(英文)を完成させる。

カ コンゴ民主共和国での調査について、1)ア～エと同様の準備を行う。コンゴ民主共和国については、質問票の事前回収は行わない。質問票は英語で作成し、JICAコンゴ民主共和国事務所へ事前に送付し、仏語訳の作成、関係機関への配布と回収を依頼する。

キ 現地調査で訪問する機関のうち、事務所がアポイントメントの取り付けを行わない機関(一部の国際機関やNGO等)に関し、アポイントメントの取り付けを行う。

### 4) 現地派遣期間(コンゴ民主共和国:2017年1月下旬～2月上旬:15日間)

ア JICAコンゴ民主共和国事務所と調査方針及び日程の確認を行う。

イ 調査方針に沿って、事前にJICA事務所を通じて送付した質問票を回収・分析するとともに、上記(3)1)ウの調査項目について国内作業で入手できなかった範囲を文献・資料収集や関係者へのインタビューにより調査する。

ウ 調査結果を取りまとめ、当該国におけるジェンダー主流化に関する開発援助事業実施上の留意点を抽出すると共に、計画中案件の方向性を提言する。

エ JICAコンゴ民主共和国事務所に調査結果を報告する。

### 5) 帰国後整理期間(2017年2月上旬～3月中旬:12日)

ア コンゴ民主共和国での調査について、収集資料を整理・分析し、調査結果の取りまとめを行い、報告書(和文)ドラフトを作成する。

イ コンゴ民主共和国での調査について、JICA本部にて調査結果報告及び報告書(和文)ドラフト内容の説明を行う。

ウ ジェンダー平等・貧困削減推進室を通じてJICA内関係部署に内容確認を行い、報告書ドラフト(和文)を完成させる。

エ 報告書(和文)の内容に従い、報告書(英文)ドラフトを作成する。

オ ジェンダー平等・貧困削減推進室を通じてJICA内関係部署に報告書(英文)ドラフトの内容確認を行い、報告書(英文)を完成させる。

カ 南スーダンとコンゴ民主共和国の調査を踏まえ、紛争国のジェンダー主流化に係る課題及び教訓をとりまとめ、上記ア～オと同様の手順で報告書(和文・英文)を作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）及び（２）とする。

（１）国別ジェンダー情報整備調査報告書（南スーダン）（和文及び英文、各3部）（簡易製本）

（２）国別ジェンダー情報整備調査報告書（コンゴ民主共和国）（和文及び英文、各3部）（簡易製本）

（３）紛争国のジェンダー主流化に係る課題と教訓の報告書（和文及び英文、各3部）（簡易製本）

（４）（１）、（２）及び（３）の電子データ(CD-R)（１）（２）は2枚、（３）は3枚

※報告書の仕様は、JICA「[コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン](#)」（2014年11月）に基づくものとする。

※英語の成果品に関しては、各々の言語を母国語とする人が違和感なく理解できる仕上がりとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（2014年4月）

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃（本邦 - エンテベ-本邦、本邦 - キンシャサ - 本邦）及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。

## 10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

ウガンダ（11月上旬）、コンゴ民主共和国（2017年1月下旬）

2) 現地での業務体制

本業務に係る業務従事者は、本コンサルタントのみです。

本調査へのJICAからの参团はありません。

3) 便宜供与内容

当機構南スーダン／コンゴ民主共和国事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。ウガンダでの調査には南スーダン事務所が同行・同席します。

ア 空港送迎

あり

イ 宿舍手配

あり

ウ 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ 通訳備上

必要に応じてあり（英⇄仏語）

オ 現地日程のアレンジ

原則、JICAがアレンジしますが、一部の国際機関やNGO等に関しては、本業務従事者から直接コンタクトを取っていただく場合があります。

カ 執務スペースの提供

なし

（２）参考資料

これまでに作成された国別ジェンダー情報整備報告書は、下記URL内「国別情報整備調査」

に掲載されています。

<http://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/more.html>

### （３）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する

### （４）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（２０１４年１０月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

### （５）その他

業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（プロポーザル提出方法については冒頭3（4）参照）。

以上